

1人で悩んでいませんか？

DV対策

(ドメスティック・バイオレンス)

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の心や体に深刻な影響を与えます。

本人や周囲の早めの相談が、事態の深刻化を防ぐカギになります。

DVとは？

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力のことで、身体的、精神的、性的、経済的など、態様はさまざまです。

1人で悩まずご相談を。相談は無料。秘密は厳守します。

※相談日・時間など詳しくは市ホームページをご覧ください

◆カードサイズリーフレット

相談窓口などを紹介したカードサイズのリーフレットを作成し、市内の公共施設や金融機関、スーパーなどのお手洗い、窓口に設置しています。

◆学生向けにデートDVの講演会などを行っています。

詳しくは男女共同参画センター813-0852へ

| 相談窓口                        | 電話番号                 |
|-----------------------------|----------------------|
| サンエールかごしま相談室(配偶者暴力相談支援センター) | 813-0853             |
| 市女性相談(子どもと女性の相談室内)          | 216-1263             |
| 市谷山福祉部福祉課                   | 269-8460             |
| 県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)    | 222-1467             |
| 県男女共同参画センター(配偶者暴力相談支援センター)  | 221-6630<br>221-6631 |

6月23日～29日は男女共同参画週間

①男女共同参画週間フォーラム

◆講演会の演題

リタイア後はこうアリタイ！のびのびパートナーシップのすすめ

◆講師

石蔵文信氏(大阪樟蔭女子大学学芸学部教授)

◆調査研究報告会のテーマ

父親の育児・家事参加に影響する要因の検討

◆報告団体

インタラクショナル・ビュー研究会

◆日時

6月29日(日) 13時30分～16時10分

◆定員

60人程度



| 名称                        | 内容                                       | 日時                                         | 定員    |
|---------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------|-------|
| ①私らしく生きるためのエンパワメントセミナー    | 条例やメディア情報から男女共同参画の視点を身につけ、自分らしく生きるヒントを学ぶ | 7月2日～8月6日の毎週水曜日18時30分～20時30分(全5回。7月23日を除く) | 30人   |
| ②DV被害者支援啓発講座              | DV被害者支援の現状や被害者ケースの対応方法など                 | 7月2日～23日の毎週水曜日14時～16時(全4回)                 | 30人   |
| ③パパ大好き♡泣く子も笑うハッピースマイルセミナー | 子どもを上手に撮るデジカメ(各自持参)撮影のコツやベビーサイン、ベビーダンス   | 7月6日～20日の毎週日曜日10時30分～12時(全3回)              | 親子12組 |

①2共通

◆対象

市内に住むか通勤・通学する人(②③は父親と6カ月～2歳の子ども。母親は父親と一緒にいるときは参加可)

◆場所

サンエールかごしま ◆参加料

無料(託児あり)

◆申し込み

往復はがきかファクス、Eメールで講座名、住所、氏名、年齢、電話・ファクス番号、託児(6カ月～小学2年生)希望者は子どもの氏名、年齢を、〒890-0054荒田一丁目4-1男女共同参画センター813-0852(ファクス813-0937、Eメールdanjokyodo@city.kagoshima.lg.jp)へ

※①は6月20日まで、②は各講座の10日前まで(それぞれ必着)

サンエールかごしまで定期的に開催中！

◆サンエールプチシネマ

毎月1回、無料映画上映会を開催しています。

◆定員

各50人(当日先着順。託児は3日前までに要予約)

◆時間

10時～、13時30分～の2回

◆6月の上映

6月19日(木) 上映作品…アルバート氏の人生

◆手づくりひろば

毎週火曜日、「生活工房」を無料開放。裁縫や手芸を行うことができます。分からないことがあれば専門のサポーターがアドバイスします(道具・材料は持参)。

◆内容

第1・第2火曜日…和裁・洋裁

第3火曜日…レザークラフト、トールペイント(ステンシル)

第4火曜日…手芸(編物、パッチワーク)

※第5火曜日はなし

◆時間

13時～17時(託児は13時～16時(3日前までに要予約))



Interview 1 ～悔いのない人生を過ごすために～

鹿児島ウーマンライフ研究会 代表 矢野圭夏さん

市民のひろばを見て応募した「トモニ（市男女共同参画センターより）」の編集サポーターへの参加をきっかけに「男女共同参画」という言葉に出会いました。その後、市や県の男女共同参画センターが開催するセミナーにも参加し、そこで出会った仲間と「鹿児島ウーマンライフ研究会」を結成しました。当研究会では「新しいことにチャレンジしてみたい」とか、「自分らしい生き方を探したい」、そんな思いを持つ女性を支援する活動を行っています。

「いつ何が起こるか分からないからこそ、悔いのない人生を過ごしたい。そのためには男性も女性も自分が好きなことややりたいことに挑戦でき、そのことが職場や家庭、地域など、周りの幸せに少しでもつながれば…」それが男女共同参画社会の目指すところなのではないかと思えますね。そう信じて、これからも自分たちの可能性にチャレンジしていきたいと思えます！



Interview 2 ～私たちこんな職場で頑張っています！性別にとらわれず“自分らしく”輝く人たち

市消防局 救急救命士 久永知里さん

中学生時代に消防署で職場体験をしたことをきっかけに、市民の皆さんの救命に少しでも役に立ちたいと思い、この職に就きました。

憧れの仕事だったので、男性が多い職場であることにためらいは全くありませんでした。実際に職場の雰囲気はとても和やかで、仕事もやりがいがあり、毎日充実しています。

心掛けていることは、救急車内などで患者さんやその家族の方々とできるだけコミュニケーションをとること。「女性だとんだか安心するね」と言ってくれただけのこともあるんですよ。その言葉を糧にこれからも頑張ります！



下伊敷保育園 保育士 芝原隆史さん

子どもが好きで、保育士であった母の姿を見ていたこともあり、保育士になることが夢でした。

今年4月にその夢をかなえることができ、まだ慣れないことも多いですが、先輩のアドバイスと園児の笑顔に支えられ、日々楽しく仕事をしています。特に登園時に、親御さんから見送られ泣き出す子どもが、私を見て寄ってきてくれるのがたまらなくうれいすね。

やりたい仕事に男性・女性に関係ないと思っています。

保育園でのお父さんのような存在になれるように、これから子どもたちとともに成長していきたいです！



活用しよう！

男女共同参画センター(サンエールかごしま内)

◆図書情報コーナー ☎813-0927

男女共同参画に関する図書、ビデオ、雑誌などさまざまな資料をとりそろえています。また、絵本・児童書・小説や、映画館で上映された話題作のDVDもあり、貸し出しも行っています(利用者カードの取得手続きが必要)。

◆相談室 ☎813-0853

人間関係や夫婦、子育てのことなど毎日の暮らしの中で抱えるさまざまな問題に関して、男女共同参画の視点を持って相談に対応します(相談無料)。

相談内容や日時など詳しくは相談室へ。

◆託児室 ☎813-0852

サンエールかごしまを利用する人の子ども(生後6カ月～小学2年生)を無料でお預かりします。

【利用案内】

・要予約

同センター主催講座、手づくりひろば、サンエールプチシネマなどに参加するとき

・予約不要

託児フリー日(水・土曜日、第2・第4木曜日の10時～16時(1日2時間まで。サンエールかごしまを利用するときに限る))



◆学習会への講師派遣なども行っています。詳しくは男女共同参画センターへ

「男女共同参画社会」とは？

皆さんはこの言葉をどのように理解していますか？

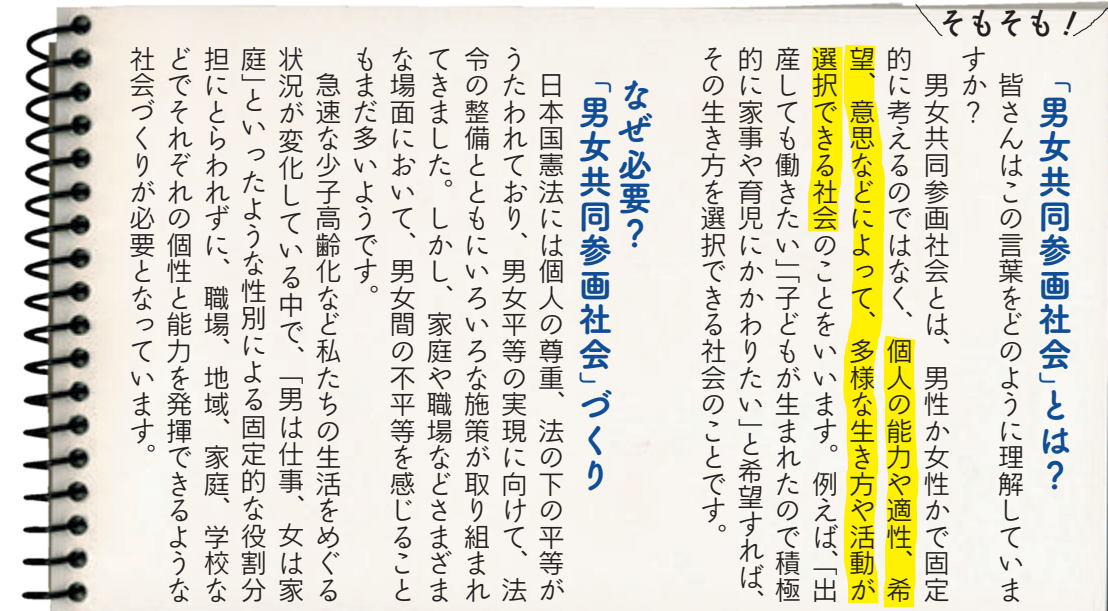
男女共同参画社会とは、男性が女性かで固定的に考えるのではなく、個人の能力や適性、希望意思などによって、多様な生き方や活動が選択できる社会のことをいいます。例えば「出産しても働きたい」「子どもが生まれたので積極的に家事や育児にかかわりたい」「希望すれば、その生き方を選択できる社会のことです。」

なぜ必要？

「男女共同参画社会」づくり

日本国憲法には個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けて、法令の整備とともにいろいろな施策が取り組まれてきました。しかし、家庭や職場などさまざまな場面において、男女間の不平等を感じることまだまだ多いようです。

急速な少子高齢化など私たちの生活をめぐる状況が変化している中で、「男は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的な役割分担にとらわれずに、職場、地域、家庭、学校などでそれぞれの個性と能力を発揮できるような社会づくりが必要となっています。



「市男女共同参画推進条例」

今年4月1日、男女共同参画社会の実現を目指して条例を制定しました。

5つの基本理念

男女の人権の尊重

男女の生き方に及ぼす影響への配慮

方針の立案・決定への共同参画

国際社会との協調

家庭生活における活動と他の活動との両立

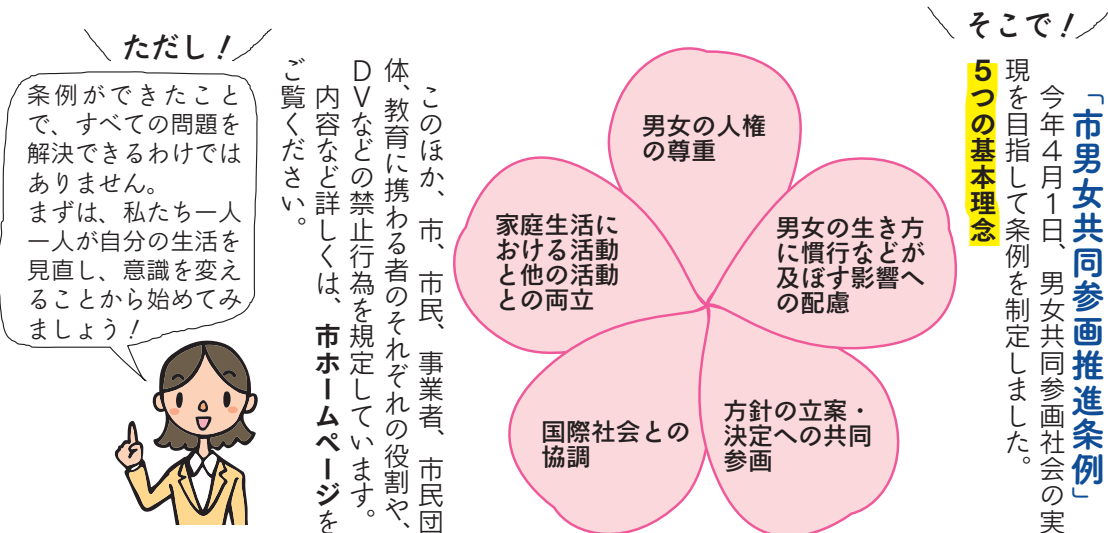
ただし！

条例ができたことで、すべての問題を解決できるわけではありません。

まずは、私たち一人一人が自分の生活を見直し、意識を変えることから始めてみましょう！

このほか、市、市民、事業者、市民団、体教育に携わる者のそれぞれの役割や、DVなどの禁止行為を規定しています。

内容など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



あなたの今の生活はバランスがとれていますか？

ワーク・ライフ・バランス～仕事と生活の調和

ワーク・ライフ・バランスとは「仕事と生活の調和」のことで、例えば「仕事か？家庭か？」の二者択一的な生き方ではなく、仕事や家庭生活、地域活動など自分の希望で多様な選択ができる生き方のことです。

ワーク・ライフ・バランスがとれた社会の実現のためには、行政や企業だけでなく、個人の意識を変えていくことも必要です。

そこで！

あなたのワーク・ライフ・バランスは!?

◆職業編◆

☐長時間労働は少なく、定時退社にも抵抗はない

☐女性も男性も自由に意見を言える雰囲気だ

☐年次有給休暇は取得しやすい

☐職場では女性職員が出産・育児に影響なく仕事を続けている

☐上司が女性でも抵抗はない

☐仕事にやりがいを感じている

◆家庭・生活編◆

☐家庭で過ごす時間が十分にとれている

☐家庭内で家事を分担している

☐リフレッシュできる趣味を持っており、それを行う時間もある

☐職場以外にも友人がいる

☐10年後の自分や家族のライフプランを立てている

◆地域編◆

☐希望する地域活動や社会活動に参加できている

☐地域でのゴミ出しのルールなどを知っている

☐近所の人と交流がある

☐いざというときに助け合えるご近所さんがいる

☒が多いほど、ワーク・ライフ・バランスがとれているといえます。

☒が少なかった人は、少しでも増やせるよう心掛けてみましょう。



男女共同参画社会

あなたらしく輝ける未来へ…

6月23日～29日は男女共同参画週間。

性別に関係なく誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現には、生活の中の男女平等を阻害する要因への「気づき」が大切です。

それを少しずつ解決していくことが、きっとあなたらしく輝ける未来への第一歩につながるはずですよ。

【男女共同参画推進課 813・0852】

